

# 仕様書

## 1 業務名

ボートレース鳴門G I 競走特設サイト制作運営管理業務

## 2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 3 提案上限額

3,300,000円（税込）

## 4 業務目的

G I 大渦大賞開設73周年記念競走（令和8年11月6日～11日）、  
G I ダイヤモンドカップ（令和9年3月5日～10日）の開催に向けて、特設サイトの制作及び運営管理を行う。

本業務の実施により、インターネット投票をはじめとした売上の向上を図るため、両競走の認知度向上と関心や話題性の喚起に資する特設サイトを制作し、WEBプロモーションを実施する。

## 5 業務内容

以下の内容に沿った取り組みを企画・実施すること。なお、両競走ともに内容は原則共通のものとする。

### (1) コンセプト

WEB上におけるレース情報がインターネット投票の情報入手の手段として重要な役割を担っていることから、当該レースの特設サイトの制作においては、YouTube 予想ライブ配信への誘導や、ドリーム戦出場選手や注目選手の紹介等ファンが望む情報提供が容易に行える内容とする。

### (2) デザインの条件

当該レースのキービジュアルを用いたデザインとし、統一感（色やモチーフなど）やボートレースの楽しさをイメージさせるような明るさ、華やかさを演出すること。

### (3) 基本条件

#### ア 必須コンテンツ

以下の項目を掲載すること。ただし、ボートレース鳴門オフィシャルサイト等既存のページに掲載されている内容はリンク対応を可とする。

- (ア) YouTubeライブ配信
- (イ) レース結果
- (ウ) ドリーム戦出場選手紹介
- (エ) 出場予定選手一覧
- (オ) 公式パンフレットPDF
- (カ) イベント・キャンペーン紹介
- (キ) ライブ&リプレイ
- (ク) モーター抽選結果
- (ケ) オープニングセレモニー
- (コ) ドリーム戦出場選手インタビュー
- (サ) 優勝戦出場選手インタビュー
- (シ) 表彰セレモニー
- (ス) テレポートサイト
- (セ) ボートレース鳴門SNS

#### イ その他

キービジュアルを使用したバナーの制作を行うこと。なお、バナーサイズは別途発注者より指定する。

### (4) 追加コンテンツ

以下の「ア～エ」のうち2つ以上のトピックスを取り上げ、そのコンテンツ内容を企画提案すること。

ア ドリーム戦出場選手コンテンツ：ドリーム戦出場選手紹介ページを補足する展望記事等

イ モーター情報に特化した記事コンテンツ：モーター機歴の総括を含めたイチオシのモーター解説等

ウ 徳島支部レーサー特集コンテンツ：本競走に出場する徳島支部選手にスポットを

あてた紹介ページ等

エ その他、本競走に関する情報を深掘りした情報もしくはキャンペーン企画等

(5) 開設日（予定）

G I 大渦大賞開設73周年記念競走 10月初旬

G I ダイヤモンドカップ 2月初旬

(6) 制作媒体

パソコン・スマートフォンの2種類とし、原則、同様のコンテンツ内容を構成すること。  
また、スマートフォンはAndroid及びiOSの各最新バージョンに対応したものと  
し、スマートフォンの機能を最大限活用した操作性や画面展開に配慮すること。

(7) その他

ア 特設サイトの制作にあたっては、契約締結後、速やかに制作スケジュールを提出すること。また、公開前まではテストサーバによりデザインの調整及び確認を行い、委託者へ報告すること。

イ その他、特設サイトに関するバナーや2次元コード等必要な制作物は、発注者の要望があればその都度制作すること。

ウ 特設サイト全般のメンテナンスを行うこと。

エ セキュリティ対策を確保すること。

オ SEO対策の取組みを行うこと。

カ 各コンテンツ制作のために撮影した選手等の画像及び動画については、発注者の必要に応じ無償で提供すること。

キ 本仕様書の記載内容以外でも、この業務の目的を達成するための有益な方法や事項等がある場合は、積極的に提案を行うこと。

6 契約及び事業実施に当たっての留意事項

(1) 企画提案内容の各項目について、業者決定後に企画内容についての詳細調整を行うため、最終内容を決定し、見積書の再提出を受けた後に、契約を締結する。

(2) 受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(3) 受託者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。業務を一部再委託する場合は、できるかぎり市内業者を選定すること。

- (4) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権等の権利は、発注者に帰属するものとする。事業の実施にあたり、参加者の安全には十分留意すると共に、万が一それにより問題が生じたときは、受託者の責任においてこれを処理するものとする。その他委託業務が原因で発生した事故についても同様とする。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度速やかに発注者と協議を行い決定すること。

## 7 遵守事項

- (1) 本委託業務の受託に係る関係者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。特に掲載前の広告内容の秘密保持については細心の注意を払うこと。
- (2) 本仕様書に記載されているものの他、法令等を遵守して業務を実施すること。  
特に、制作物については、昨今、著作権等の侵害が社会問題となっているため、その社会的影響を考慮する中で、再委託事業者への徹底も含め、その侵害の予防については万全の注意を払うこと。